

## 市民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に関しては、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を受け、横浜市新型コロナウイルス対策本部へ体制を移行し、国や県とも連携しながら、感染拡大防止に向けて一丸となって全力で対応しています。

また、4月7日には新型コロナウイルスの感染が都市部で急速に拡大している事態を受けて、東京など7都府県を対象に、法律に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。

これを踏まえた国の動向も注視しながら、国や県、医療関係者と連携して、感染の連鎖が起きないように、しっかりと取り組んでまいります。

### 【横浜市内の新型コロナウイルス患者の発生状況について、所在区等を公表してほしい】

感染症発生時における情報公開につきましては、感染症法の規定により「予防及び治療に必要な情報」として公表しています。

これまで、特定のエリア、地域、施設や交通機関など、その利用や往来が感染症を拡大させてしまう恐れがあると判断した場合には、市としてその情報を公表いたしております。

患者様個人のプライバシーや、当該地域への風評被害が懸念される中、個別の情報公表に際しては、引き続き個人情報の保護に留意し、対応してまいります。

なお、多くの方々からご要望をいただいたことを受け、市域での感染状況をお知らせする目安の一つとして、区別の患者数を4月10日より、ホームページにて掲載しました。

患者の所在区にかかわらず、市全域で警戒と基本的な感染防御の徹底が重要となること、ご理解くださりますようお願い申し上げます。

### 【マスク等の不足を解消してほしい】

マスクの不足について、市として、国や県へ確保に向けた増産や、医療機関をはじめとする必要な施設等への優先配布をお願いしています。国でも、国内企業への設備投資支援によるマスクの増産と海外からの輸入量を増やす取組をすすめるほか、国民生活安定緊急措置法を適用し、マスクの転売行為を禁止しました。

新型コロナウイルス感染症によりマスクが不足している中、本市としましても、引き続きマスク等の必要な物資の確保に取り組んでまいります。

### 【新型コロナウイルスに感染の可能性があるためPCR検査を受けたい】

横浜市では、市民の皆様のお受診に関するお問い合わせについて、「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」や各区福祉保健センターでご相談をお受けしています。

新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター

電話番号：045-664-7761

受付時間：午前9時から午後9時まで（土日、祝日含む）

#### ご相談の目安は、

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（注）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（注）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

その他の場合には、必要に応じ事前に電話をしたうえで、お近くの医療機関にご相談いただきますようお願いいたします。

帰国者・接触者相談センターへの相談で新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとされた場合には、帰国者・接触者外来をご案内したうえで、PCR検査を実施します。

PCR検査の実施の目安として、渡航歴や発熱、呼吸器症状などのほか、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑う方を検査対象としています。

#### **【帰国者・接触者相談センターの電話が繋がりにくい】**

ご不便をおかけして申し訳ありません。回線の増設等の対応をしているところですが、多くのお電話をいただいております。時間帯によっては、繋がりにくい状態となっております。特に平日の午前中は、混み合っています。

なお、受診以外のご意見・ご相談は、横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター（045-550-5530 午前9時から午後9時まで（土日、祝日を含む））へ、お願いいたします。

皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

#### **【濃厚接触者になると、14日間の自宅待機となり、働きに行けなくなるのか】**

同じ職場や施設などで陽性患者が発生したからと言って、知人・友人・接触のあった方すべてが濃厚接触者となるわけではありません。また、濃厚接触者として保健所が健康観察をお願いする方も、症状の有無や接触の状況により、直ちに自宅待機や就業制限の対象になるわけではありません。

学校・保育園・社会福祉施設等、職種により従事が規制される場合、あるいは、会社の事業主が個別に判断を行う場合があります。濃厚接触者として保健所から連絡があった場合には、落ち着いて保健所または事業主（労務または保健・衛生責任者）へお尋ねください。

個々の状況に応じて感染のリスク評価を行い、健康状態のモニタリングや就業制限の必要性を判断しています。いま一度、基本的な感染防御処置を徹底していただきますようお願いいたします。

**【医療崩壊を防ぐための対策を講じてほしい】**

令和2年3月25日に、神奈川県が「医療崩壊」を回避するため、国の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の「神奈川モデル」を構築していくと示しました。本市としても、新型コロナウイルスに感染した方の診療を実施する医療機関の確保や、マスク等必要な資機材確保の支援に努めております。引き続き国や神奈川県と連携しながら、必要な対応をしてまいります

**【外出などの行動の自粛や予防策の徹底を積極的に呼びかけてほしい】**

現在、本市では新型コロナウイルス感染の爆発的な増加を防ぐため、ホームページ上などにおいて、市民の皆様へ「夜間の外出」「不要不急の外出」をお控えいただくようお願いしているところです。また、4月1日、本市を含めた九都県市首脳会議において、下記緊急メッセージを発信しているところであり、若い世代の方へも注意喚起を行っています。

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた九都県市首脳会議緊急メッセージ」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/topics/9tokenshi.html>

今後も引き続き、様々な媒体を用いて予防策の徹底の情報を発信してまいります。